

地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策の
めざす
姿

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民の皆さんからの信頼を得ています。

基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、県民の皆さんからの「信頼」を確保していくことが求められています。

この基本施策では、「教育への県民力の結集」による教育の実現に向けた施策、地域との協働の基盤となる行政や学校、教職員等への県民の皆さんからの「信頼」の確保に向けた施策を展開し、着実に取り組んでいきます。

基本施策 5 を構成する施策

- | | | | |
|---|----------------------|---|-------------------|
| 1 | 地域とともにある学校づくり | 5 | 家庭の教育力の向上 |
| 2 | 学校の特色化・魅力化 | 6 | 社会教育の推進と地域の教育力の向上 |
| 3 | 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 | 7 | 文化財の保存・活用・継承 |
| 4 | 学校における働き方改革の推進 | | |

基本施策の数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%

※ コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

1 地域とともにある学校づくり



保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を生かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

現状と課題

- ① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育てることが求められています。
- ② 学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、共に知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。
- ③ 地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動、共に地域を創生する活動が進むよう、全ての地域において、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置する必要があります。
- ④ 各学校において、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 「地域とともにある学校づくり」の推進

- 学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクール¹の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。

¹コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に基づいて、学校の運営および運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

- 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組事例の普及により、地域と学校が連携・協働して行う取組の促進に努めます。
- これまでに取り組みられてきた学校支援地域本部²をはじめとする地域の方々の活動を基盤として、地域学校協働本部³への移行・整備を支援します。
- 高等学校の生徒が、学んだ知識や技術を生かし、地域の方々を対象とした料理教室・製菓教室を開催したり、パソコン講座における講師等を担ったりするなどの取組を推進します。

2 地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

- 地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施します。
- 地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動するコーディネーターの確保と養成を進めます。

3 学校マネジメントの充実

- 子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、各学校が、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および保護者・地域の方々等による学校関係者評価をふまえた改善活動に取り組みます。
- 学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材・施設等を効果的に組み合わせることで活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け、教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	66.7%	81.0%

※ 保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合 (三重県教育委員会調べ)

²学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、言わば「地域につくられた学校の応援団」。地域の方々が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

³地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、地域と学校の協働活動を推進する体制として、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく。

2 学校の特色化・魅力化

めざす
姿

幼稚園等から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、高等学校の特色化が進み、子どもたちが自らの興味・関心や将来の進路希望に応じて学校を選択し、主体的に学び、社会性を育む場となっています。

現状と課題

- ① 学校種を移行する節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化し、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向にあり、各校種における一貫したきめ細かな指導が求められています。こうした中、本県においては、小中一貫教育校の設置が進められています。
- ② 本県では、県内各地域への総合学科の設置、普通科への特色あるコースの設置や工業専攻科の設置等、生徒・保護者や地域のニーズ等に対応した学科・コースの新設・改編を進めてきました。また、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数教育や、デュアルシステム等産業界と連携した職業教育等、特色ある取組を推進しています。超スマート社会（Society 5.0）の到来やグローバル化の進展、人口減少等社会が急速に変化する中で、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材を育成する学校づくりが求められています。
- ③ 少子化による人口減少が課題となっている中で、県内大学や企業、地域の方々や職業人等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材育成につなげる必要があります。
- ④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、高等学校では、1校あたりの学級数が減少しており、1学年3学級以下の小規模校等で地域と連携した活性化の取組を進めています。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、どのようにして教育の質を担保していくかなど、学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

1 幼児期からの一貫した教育の推進

- 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
- 小1プロブレム¹の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組を充実します。
- 小中一貫した教育を推進するため、情報提供を行うとともに小中学校教職員の交流促進や、小中学校両方の教員免許を有する教職員の適切な配置等に努めます。

¹小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話の聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生が学びあう場の創出等、高等学校と大学の連携に取り組みます。

2 高等学校の特色化・魅力化

- 各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
- 生徒の約6割が在籍する普通科において、生徒の学習意欲と関心を一層喚起できるよう、各学校の果たす役割や地域の状況に応じたコースの設置等の特色化について検討を進めます。
- 生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
- 地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。(再掲)
- これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見をふまえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

3 地域の特色を生かした学校づくり

- 地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用するとともに、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。
- 各学校の教育内容をより魅力あるものとするため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を生かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

4 望ましい学校規模と配置の促進

- 小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
- 県立高等学校の望ましい学校規模と配置について、生徒数の減少を見据えつつ、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら検討を進めます。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35校	56校

※ 地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数 (三重県教育委員会調べ)

3 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす
姿

教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や県民の皆さんからの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。

現状と課題

- ① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。
- ② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、研修を実施する必要があります。
- ③ これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。
- ④ 学校には、教育活動の質を向上させ、学習効果を高めることが求められていることから、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善、学校内外の人的・物的資源の活用等を進めていく必要があります。
- ⑤ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。
- ⑥ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、教職員が高い専門性を身につけるとともに、組織的に対応する必要があります。
- ⑦ 教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。
- ⑧ 教員採用において、学校現場の複雑化・多様化する課題や取組の状況を理解・把握している人材や、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。
- ⑨ あらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しており、教育への信頼が揺らいでいる状況にあります。不祥事の根絶に向け、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、一層の取組を推進する必要があります。

主な取組内容

1 ライフステージと職種に応じた研修の実施

- 全ての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施します。
- 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職、主幹教諭、指導教諭および事務職員等のマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

2 授業力向上に向けた研修の実施

- 子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修を実施します。
- 算数の「割合」「図形」、言語活動としての「文章を読み解く力・伝える力」等、本県の子どもの課題に応じて教職員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう研修を実施します。
- 教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくることや、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。(一部再掲)

3 OJTの推進と中核的リーダーの育成

- 授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進める教職員を育成します。特に、指導教諭については、自校を中心に、授業公開や研究授業など、授業改善のための適切な指導・助言が行えるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- 管理職とともに学校経営に参画し、めざす学校像の実現に向けた改善活動を先導する教職員を育成します。特に、主幹教諭については、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して管理職を補佐しながら学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。
- スクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等を活用し、校内の教育相談体制づくりを推進する教職員を育成します。

4 新たな取組に対応した教職員の専門性の向上

- 「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等に対応できる専門性について、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施します。
- 国と連携し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法について必要な知識を修得する研修を実施します。
- 社会的な視野を広げるとともに、対人関係能力の向上をめざし、社会で学ぶ研修を実施します。

5 研修に参加しやすい環境の整備

- 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催する等、教職員が参加しやすい環境を整えます。
- 自分の課題に応じて、いつでも、どこでも研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。
- 学校を会場として研修を実施する等、校外研修の開催場所や、研修時間の設定について工夫します。
- 学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修を支援します。

6 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

- 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

7 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組

- 教職員を志す人材を確保するため、高校生や大学生、社会人などさまざまな立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。
- 本県が教員として求める人物像として示す、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に取り組みます。
- 教職を志す学生において本県の学校教育の現状に対する理解が深まるよう、大学と連携して、教職に係る講座の一部を教育委員会の職員が担当し実施します。

8 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組

- 平成 30（2018）年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事根絶に向け取り組みます。
- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事としてとらえることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。
- 年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。
- 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けたより一層の取組を進めます。
- 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
授業で主体的・対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生	小学生
	(主体的) 77.5%	(主体的) 82.5%
	(対話的) 73.4%	(対話的) 78.4%
	中学生	中学生
	(主体的) 77.6%	(主体的) 82.6%
	(対話的) 74.2%	(対話的) 79.2%
高校生	高校生	
(主体的・対話的) 73.5%	(主体的・対話的) 78.5%	

※「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	—	100%

※ 組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

4

学校における働き方改革の推進

めざす
姿

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っていきます。

現状と課題

- ① 社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が看過できない状態であることが明らかになりました。

本県においても、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月 45 時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。

- ② このようなことから、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法に基づき、文部科学大臣が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、当該指針により、教職員のサービスを監督する教育委員会（県教育委員会および市町等教育委員会）は、教職員の時間外労働の上限などに関する方針を教育委員会規則等で決めました。

教育委員会規則等により、令和 2（2020）年 4 月から、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を除き、教職員の時間外労働は月 45 時間、年 360 時間を超えないこととなり、その実現のため、業務の削減や必要な環境整備等、教職員の長時間労働の解消に向けた取組を着実に実施していきます。

また、これまで、学校および教職員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理をふまえ、その役割分担および適正化を着実に実行するためには、保護者や地域の理解や支援を得る必要があります。

- ③ 保護者や地域の要望や意見が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。
- ④ 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。

- ⑤ 男性職員の育児休業等の取得率が低いことから、男性職員の育児に関する諸制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい職場づくりをより一層進める必要があります。
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組む必要があります。
- ⑦ 教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。特に心の健康をそこなう教職員の割合が全国平均よりも高い水準にあることから、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

1 時間外労働時間削減に向けた取組

- 時間外労働の上限を遵守するため、時間外労働の削減が実効性を伴うよう、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組みます。
- 勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含む勤務時間管理の徹底を図ります。
- 時間外労働時間の削減のために、学校および教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、ICTを活用した教材のデータベース化の推進などに取り組みます。
- 各学校で、働き方改革に係る議論を通じて取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。

2 各種課題対応のための専門家や外部人材の活用

- 学校や子どもたちの実情をふまえた専門スタッフや外部人材等の効果的な配置に取り組みます。
- 専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置や派遣に取り組むとともに、事務負担軽減のため、外部人材としてスクール・サポート・スタッフ等を配置します。また、地域の方々の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や学校支援体制づくりを促進します。

3 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

- 校長をはじめとする全ての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校改善活動（学校マネジメント）研修を実施します。
- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。特に、子育て期にある男性職員の育児参画を促進するための休暇制度等の周知徹底、所属長による休暇取得の働きかけ、休暇等を取得する教職員を支援する職場の環境づくり等を進めます。

- 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、教職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度を定期的に調査・分析します。
- 保護者や地域に対して学校における働き方改革に係る理解を進めるよう取り組みます。

4 教職員の健康管理対策

- 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡視や安全衛生研修を実施するとともに、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

5 教職員のメンタルヘルス対策

- 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、全ての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施し、早期対応によるメンタル不調の予防と回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士等による支援を実施します。
- 校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士等による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
教職員の満足度	62.0 点	64.0 点

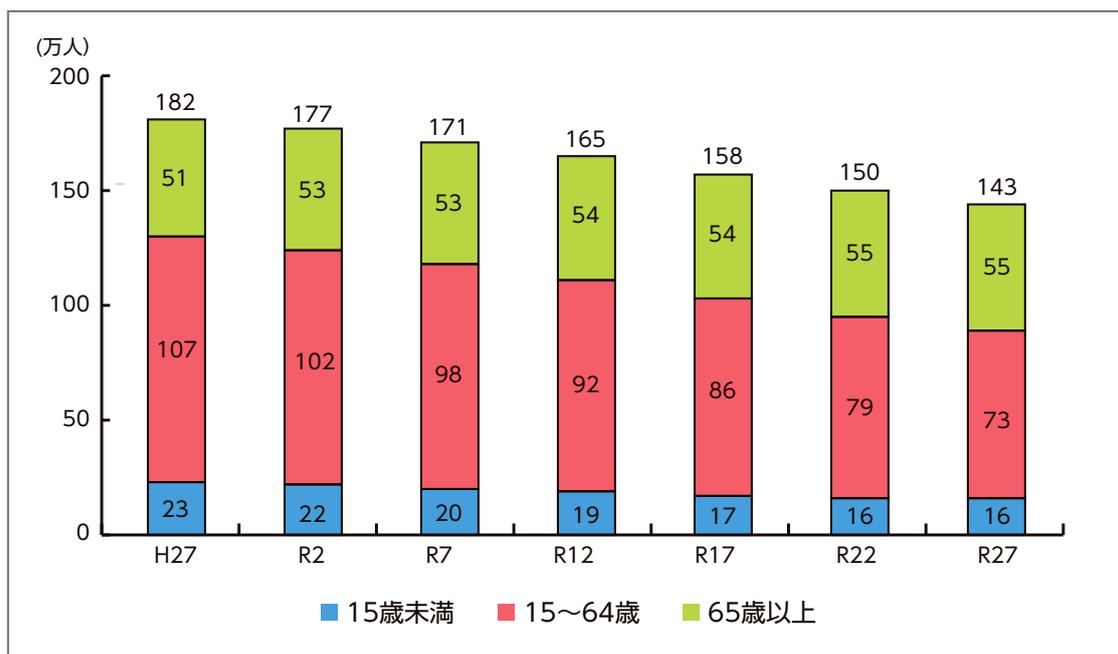
※ 教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における満足度の合計点（三重県教育委員会調べ）

三重の子どもたちの現状

⑧人口の推移

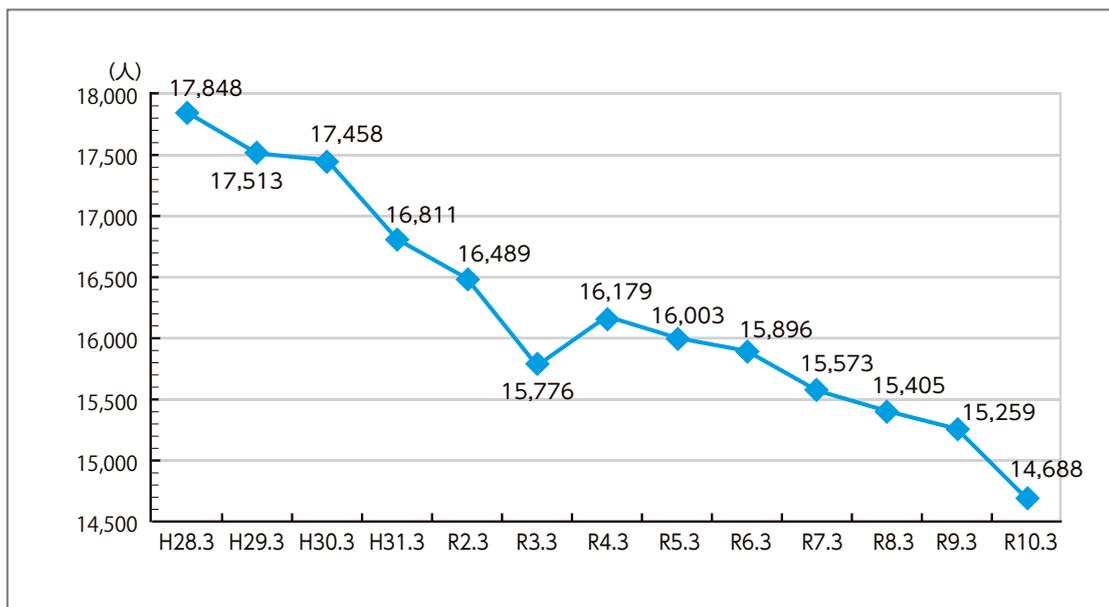
本県の総人口は令和7（2025）年には171万人に、令和27（2045）年には143万人まで減少が見込まれています。また、年少人口（0～14歳）は令和7（2025）年には約20万人（19万9千人）に、令和27（2045）年には約16万人（15万6千人）になると予測されています。

人口の推移および将来予測（三重県）



出典：人口問題研究所「将来人口推計」

県内の中学校卒業生数の推移と予測



出典：三重県教育委員会調べ（令和元年5月1日）

5 家庭の教育力の向上

めざす
姿

家庭において、子どもの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。

現状と課題

- ① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。
- ② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や核家族化など家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者が増加しています。
- ③ 子どもの健やかな成長のためには、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣、学習習慣、読書習慣、運動習慣等の生活習慣を身につけることが大切ですが、生活習慣が身につけていない子どもが多くいます。
- ④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さについて、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

1 保護者と子どもの学びの応援

- 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり、学んだりできるワークショップ（みえの親スマイルワーク）を、就学時健診等の保護者が多く集まる場を活用して開催するとともに、この取組が広く展開されるよう市町等に働きかけます。
- 家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育てや家庭教育のヒント・気づきにつながるような内容のリーフレット等を作成・活用し、保護者の学びにつなげます。
- 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及啓発を、市町や関係機関と連携して進めます。

2 家庭教育を応援する人材の養成

- 地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら市町と連携して人材の養成を進めます。
- 「みえの親スマイルワーク」の進行役（ファシリテーター）の養成を、三重県 P T A 連合会・P T A 安全互助会や市町と連携し進めます。
- 幼稚園教諭や保育士等が保育現場で求められる専門性を高める研修等を実施し、保護者対応や家庭の支援に関する教職員等の資質向上を図ります。
- 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。

3 子どもの習慣づくり

- 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。（再掲）
- 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。（再掲）
- インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県の Web サイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。（再掲）

4 社会全体で家庭を支える気運の醸成

- 企業や子育て支援団体と連携して、「三重県子ども条例」の趣旨をふまえ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。
- 家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材の活動を支援することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。
- 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。
- 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、積極的な子育てへの参画を考える場づくりを促進します。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 5 年度)
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4 市町	29 市町

※ 申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数（三重県調べ）

6 社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす
姿

社会教育関係団体やNPO等の団体、地域の方々等のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域社会の変化に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。
- ② 急速な少子高齢化の進行等による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や図書館等の社会教育施設においては、地域学習のほか、子どもを交えた多世代交流、学校と地域の連携促進、防災教育等地域づくりの拠点としての役割が強く求められており、地域の課題や多様な学習ニーズに対応する必要があります。

主な取組内容

1 さまざまな主体との連携・協働

- 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。
- 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」¹の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保し、質の向上に努めます。また、学校施設が積極的に活用されるよう取り組みます。

¹「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」：「放課後児童クラブ」は、厚生労働省の所管する「放課後児童健全育成事業」として、共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「放課後子ども教室」は、文部科学省の所管する「地域学校協働活動推進事業」として、全ての児童を対象に、地域の方々等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動等を行うもの。現在、本県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とする「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町における設置や運営を支援している。

- 高等教育機関の持つ専門的知識や技能が、学校や公民館活動等で生かされるよう、大学等の学生が実施する出前講座を学校や公民館等に紹介します。
- 子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験したりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

2 地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

- 公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、NPO等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業等を実施します。
- 鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、県民の皆さんが興味・関心を持って、より幅広く活用できるよう、施設運営の改善に努めます。
- 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

3 社会教育関係者の資質の向上

- 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の研修・交流の場を設けるとともに、市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を促進します。
- 地域学校協働活動推進を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の養成講座を実施します。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11 市町 (平成 30 年度)	29 市町

※ 公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）

7 文化財の保存・活用・継承

めざす
姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

現状と課題

- ① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。
- ② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

主な取組内容

1 文化財の調査と指定

- 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、三重県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

2 文化財の修復と継承

- 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
- 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

3 文化財の保存・活用の推進

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。
- 国・県指定等文化財をはじめとした文化財を適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画¹の策定を積極的に支援します。
- 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。
- 県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。また、三重県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（MieMu）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

数値目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	—	160 件

※ 地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数（三重県教育委員会調べ）

¹文化財保存活用地域計画：平成 31（2019）年 4 月に施行された改正文化財保護法によって新たに制度化された、域内における文化財の保存・活用を進めていくために市町が策定する保存・活用に関する目標や具体的な取組内容を定めた計画。